

め、法定上の会議とすることはできず、任意組織として設置・運営する手法をとった。

会津若松市議会での議会基本条例の受け止め方としては、議会活動は顧客である市民を対象として行う新たな価値創造のための一連の諸活動。議会基本条例の再定義として議会基本条例とは、市民にとっての新たな価値創造に向け、市民参加を基軸とした政策形成サイクルの確立と実践によって、積極的な政策形成を行い、まちづくりに貢献していく、そのためのツールであるとしている。

政策討論会は、課題等への共通認識・合意形成による政策形成の場として、全体会と4分科会及び議会制度検討委員会で構成されている。

市民との意見交換会は、市民との活発な意見交換を図る具体的な場であり、開催ごとの意見は、広報広聴委員会で意見を整理・分類、問題を発見し、その中から議会として取り組むべき課題を設定。政策討論会・常任委員会で討議の上、議会の政策として市に提言、あるいは条例として具現化する。



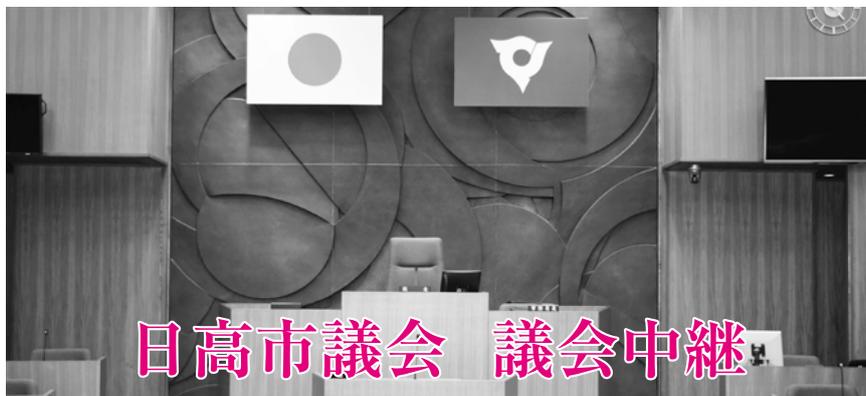
議会を傍聴しませんか？

(庁舎4階へお越しください)

日高市議会の議場は、市役所の4階にあります。傍聴を希望される方は、4階の議会事務局で受付をしてから5階の傍聴席へお願いします。(傍聴席：写真上部の席)
議員活動の状況や議会の様子を誰でも知れる良い機会なので、定例会（本会議）の際は、是非ともお越しください。

市議会インターネット中継 (録画配信)

市議会では、本会議の映像を録画配信しています。傍聴に来られない人でも、本会議の映像を市ホームページ（市議会）からご覧いただけます！



中継録画は本会議終了後、およそ7日後（土曜日・日曜日・祝日を除く）までに配信しています。
(日高市 HP アドレス) <http://www.city.hidaka.lg.jp/>

次の市議会定例会の開会日は、
2月25日（月）の予定です。

会期の日程（案）は、開会日の5日程前に、公民館、出張所、生涯学習センター等に掲示し、市のホームページに掲載します。会期は、概ね20日間です。